

# 豊和村づくり協議会規約

## (目的)

- 第1条 飯塚開畑地区に設置されたソーラーシェアリング発電設備から抛出される「地域基金」(以下、基金という)等の管理、運営のために豊和村づくり協議会を設置する。
- 2 基金は、飯塚開畑地区の農地の保全や農業支援、および豊和地区の環境保全と活性化、将来を担う子供たちの育成、地域のための活動への支援のために使う。

## (基金の使用)

- 第2条 基金は前条の目的を踏まえ、以下のために使用することとし、具体的には協議会で協議して決める。
- ① 飯塚開畑地区をはじめとする豊和地区の耕作放棄地の解消や農地と環境の保全
  - ② 地域の振興や活性化、環境保全、子供たちの育成等、地域のために活動している団体等への支援
  - ③ 子供たちの育成に資する活動への支援
  - ④ 新規営農や農村と都会との交流への支援
  - ⑤ その他、会の目的のために必要なこと

## (会の構成)

- 第3条 会は、以下の者で構成する。
- ① 北総東部土地改良区八日市場工区飯塚分区
  - ② 飯塚開畑環境保全会
  - ③ 豊和小学校、およびPTA
  - ④ 豊和地区各区長
  - ⑤ 市議会議員、農業委員、青少年相談員等地域から選出された者
  - ⑥ 豊葉会、匠瑳プロジェクト等、地域のために活動する団体
  - ⑦ 匠瑳ソーラーシェアリング合同会社、及び市民エネルギーちば合同会社
  - ⑧ Three little birds 合同会社
  - ⑨ 会の目的や趣旨に賛同するものであって、協議会が認めた団体、法人、個人

## (役員を選出)

- 第4条 会に以下の役員を置く。
- ① 代表 1名

② 副代表 若干名

③ 会計 1名

④ 会計監査 2名

2 役員は互選によって決める。

3 代表は、基金を拠出する者以外から選出する。

4 任期は一年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 事務局は、市民エネルギーちば合同会社（匝瑳市飯塚1037-1）内に置く。

(会の活動)

第6条 会は、基金の具体的な使用方法を決める他、自ら基金を活用して会の目的のために必要なことを行うことができる。

(総会、および定例会)

第7条 総会は、年一回4月に行う。

2 定例会は、原則として8月、12月に行う他、必要に応じて開催する。

(会の資金等)

第8条 会の運営資金は、基金の他、寄付金、賛助金、および助成金で賄う。

第9条 事務経費等、会の運営に必要な経費は、前条の資金で賄う。

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則1 この規約は、総会で変更する。

附則2 この規約は、平成30年3月24日から施行する。